

の負担割合を証明するものです。

介護保険負担割合証											
交付年月日 年 月 日											
被 保 険 者	番 号										
	住 所										
	フリガナ										
	氏 名										
	生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日						
利用 者 負 担 の 割 合		適 用 期 間									
割		開始年月日	令和	年	月	日	終了年月日	令和	年	月	日
割		開始年月日	令和	年	月	日	終了年月日	令和	年	月	日
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印											

※負担割合証はイメージです。

注意事項

- 世帯員の転出入や死亡などにより世帯内の第1号被保険者数が変わり、負担割合が変更となる場合には、該当日の翌月初日（該当日が1日の場合は、その月）から変更されます。
- 所得更正により負担割合が変更になった場合は、直近の8月までさかのぼって変更されます。
- 65歳になり、第1号被保険者となった方が判定により2割または3割となる場合は、年齢到達月の翌月初日（該当日が1日の場合は、その月）から変更されます。
- 負担割合証をなくしてしまった場合は、お住まいの市区町村の担当窓口で申請することにより、再交付を受けることができます。

※当パンフレットの内容は、厚生労働省資料等をもとに作成しております。今後、政省令等の公布により内容が変更になる場合があります。

© 社会保険出版社
禁無断転載 892048
24C FONT



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

グリーン購入法
適合印刷物です

介護保険を利用しているみなさんへ

介護保険負担割合証を ご確認ください

介護保険負担割合証											
交付年月日 年 月 日											
被 保 険 者	番 号										
	住 所										
	フリガナ										
	氏 名										
	生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日						
利用 者 負 担 の 割 合		適 用 期 間									
割		開始年月日	令和	年	月	日	終了年月日	令和	年	月	日
割		開始年月日	令和	年	月	日	終了年月日	令和	年	月	日
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印											

※負担割合証はイメージです。

あなたの住所・氏名・生年月日です。

あなたが介護サービスを受けるときの負担割合です。

負担割合証の適用期間です。

負担割合証は、
介護サービスを利用するときに必要になります。
保険証と一緒に大切に扱いましょう！

薩摩川内市 高齢・介護福祉課

☎0996-23-5111

介護保険負担割合証は、介護保険



「介護保険負担割合証」には、介護サービスや介護予防・日常生活支援総合事業を利用する際の利用者負担割合1割、2割または3割が記載されています。介護保険被保険者証と一緒に、サービス事業者へ提示してください。

負担割合証が交付される方

要支援・要介護認定を受けた方や事業対象者

交付時期

前年の所得により負担割合を決定し、毎年7月に市区町村から交付されます。

※新たに要介護（要支援）認定等を受けた方には随時交付されます。

適用期間

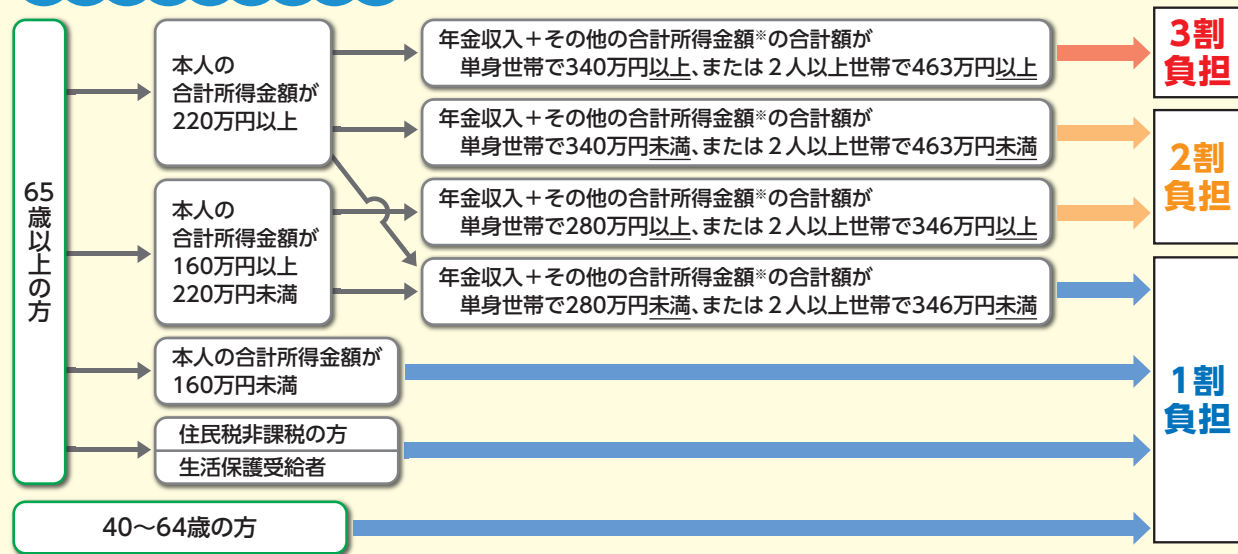
8月1日～翌年の7月31日まで

※新たに要介護（要支援）認定等を受けた方の適用期間は、申請日からとなります。

負担割合証に記載されている負担割合は、 所得によって1割、2割または3割が判定されています。

一定以上の所得がある方 → **2割負担
または3割負担** 一定以上の所得がある方以外 → **1割負担**

負担割合の判定方法



※その他の合計所得金額…合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額

介護サービスを利用するときにかかる費用

在宅でサービスを利用する場合

費用の1割、2割または3割の負担でサービスを利用できますが、要介護度ごとに限度額が決められており、その限度額を超えた分は、全額自己負担となります。

施設でサービスを利用する場合

費用の1割、2割または3割負担に加え、居住費(滞在費)、食費、日常生活費を負担します。

施設へ入所・入居するサービスや、通所・宿泊して利用するサービスについても、同様に食費等の一部の費用を別途負担します。

施設へ入所・入居、または宿泊する場合の費用



施設へ通って利用する場合の費用



食費・居住費(滞在費)のめやす

負担額は施設や居室の種類により異なります。ただし、住民税非課税等の世帯の場合は、申請によって費用が軽減される場合があります。

●費用のめやす(日額) 令和6年8月から居住費の額が変わりました。

居室の種類	居住費(滞在費)	食費
ユニット型個室	2,066円	1,445円
ユニット型個室的多床室	1,728円	
従来型個室 ^{※1}	(1)1,231円 (2)1,728円	
多床室 ^{※1}	(1) 915円 (2) 437円	

※1(1)は特別養護老人ホーム・短期入所生活介護、(2)は介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護の場合の額。

負担が高額になった場合には

世帯内で1ヵ月の介護サービスにかかる利用者負担が一定の上限額を超えた場合に、申請により「高額介護サービス費」として超えた額の払い戻しを受けられます。



負担割合が2割または3割になる方も、高額介護サービス費の上限があるため、必ずしも2倍または3倍の負担額になるわけではありません。

